居宅介護支援
重要事項説明書

ケアプランセンター向日葵
株式会社ウェルクリエイト

ケアプランセンター向日葵　重要事項説明書

事業所が提供するサービスについての相談窓口

TEL：077-518－8881

080-3798-1926

FAX: 077-518－8882

ケアプランセンター向日葵の概要

居宅介護支援事業の指定番号及び提供地域

法人名	株式会社ウェルクリエイト
事業所名	ケアプランセンター向日葵
所在地	滋賀県草津市若竹町１０－４１　丸十ビル４Ｆ
介護保険指定番号	２５７０６０１５７１
管理者	樋口　雄次郎
サービスを提供する 通常の事業実施地域	草津市・栗東市

事業所の職員体制

	常勤	業務内容
管理者	1名	事業所の業務管理
介護支援専門員	1名	居宅介護支援業務

営業時間：　月曜日～金曜日　　午前９時～午後６時

休業日:　土・日曜日、祝日
盆（8/13-8-15）、年末・年始（12/29-1/3）

事業の目的及び運営方針

事業目的：ご利用者様及びご家族様が最大限満足できる生活が実現することを目指します。

運営方針：ご利用者様及びご家族様の必要に応じ、臨機応変にケアマネジメント致します。
ご利用者様の「生活の質」の向上のために何が必要かを常に考え、ご本人の力、
ご家族の力、地域の力が効果的に発揮されるようマネジメント致します。

提供方法及び内容：ご利用者様からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応を、当事業所内相談室において行う。または、ご利用者様の居宅を訪問し、対応させて頂く。

居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

（１）　利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事や、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。

（２）　居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

（３）　利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

（４）　病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な意向を支援等するため、早期に病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

（５）　介護支援専門員は利用者の主治の医師又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うため、疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせていただきます。

（６）　利用者が医療系の介護サービス利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。

（７）　障害福祉サービスを利用してきた利用者が介護保険サービスを利用する場合に、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との連携や相互の情報提供や情報交換をさせて頂きます。

（８）　当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下です。

① 前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪 問 介 護　　14.0　％
通 所 介 護　　12.8　％
地域密着型通所介護　 9.0　％
福祉用具貸与　　19.3　％

② 前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

訪問介護	ライフケア向日葵 25.5%	ヘルパーステーション よりみち 19.1%	訪問介護るぴな ニチイライフケア南草津 12.7%
通所介護	デイサービスらっく小柿 38.9%	花まるデイサービス 31.1%	デイサービス和花 15.5%
地域密着型通所介護	だんらんの家東草津 48.1%	リハステーション草津 デイサービス 22.2%	デイサービスオリーブ別邸 14.8%
福祉用具貸与	株式会社ヤサカ 31.0%	株式会社ヤマシタ 25.8%	草津介護センター 20.6%

令和８年８月31日現在

プライバシー(個人情報)の保護について

・当事業所がサービスを提供する際に、ご利用者やご家族に関して当事業所が知り得た情報については、サービス担当者会議などのご利用者へのサービス提供のために必要な業務以外では決して他に漏れないようにします。

・サービスを利用するに当たり、ご利用者より知り得た個人情報は、当法人の個人情報保護規定に基づき、適切に取り扱います。

人権の擁護、虐待の防止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次に揚げるとおり必要な措置を講じます。

・虐待防止のための指針を整備し、虐待防止に関する責任者を選定しています。

法人内虐待防止に関する責任者	S hake H ands 三条烏丸サテライト　（075-741-6941）　阿武　麻衣
事業所内責任者	ケアプランセンター向日葵　　樋口雄次郎(080-3798－1926)

・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周

知徹底を図ります。
・従業者に対する人権擁護、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
・成年後見制度の利用を支援します。
・利用者様が虐待を受けたと思われる場合や虐待を発見した場合は、速やかに通報します。
※高齢者虐待防止措置未実施減算：所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算。（令和 6 年 4 月より）

身体拘束について

事業所は、利用者の人権の擁護、身体拘束等の適正ため、次に揚げるとおり必要な措置を講じます。
・身体拘束等適正のための指針を整備し、身体拘束等に関する責任者を選定しています。

法人内身体拘束に関する責任者	S hake H ands 三条烏丸サテライト　（075-741-6941）　阿武　麻衣
事業所内責任者	ケアプランセンター向日葵　　樋口雄次郎(080-3798－1926)

・身体拘束等適正のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
・従業者に対する身体拘束等適正のための研修を定期的に実施します。
・ご利用者様の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない事歳、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
※身体拘束廃止未実施減算：所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算。（令和 6 年 4 月より）

ハラスメント対策について

・当事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
・ご利用者や家族等（等とは、家族に準ずる同居の知人または近居の親族を意味します）から事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、著しく不当な要求、セクシャルハラスメント等の行為を受けた場合、サービス提供の継続を困難にすることで、場合によっては契約解除となる場合があります。

【安全確保のための録画・録音等の実施】

① 事業者は、ハラスメント行為の未然防止、発生時の正確な事実確認、及び職員の安全配慮義務の履行を目的として、サービス提供時、面談時、又は電話対応時において、ボイスレコーダー、防犯カメラ等による録音若しくは録画(以下『録音等』という)を必要に応じて行う事が出来るものとし、利用者等はあらかじめこれに同意するものとします。
② 前項に基づき取得した録音等のデータは、事業者のセキュリティ規程に則り厳重に管理し、ハラスメント対策、苦情解決、又は行政機関・警察等への証拠提出等の正当な目的以外には一切使用いたしません。

（令和 8 年 10 月 1 日より）

衛生管理等について

・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

・感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
・介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
・事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

法人内感染対策に関する責任者	S hake H ands 浜大津　（077-511-9296）　玉城　由美
事業所内責任者	ケアプランセンター向日葵　　樋口雄次郎(080-3798－1926)

業務継続計画の策定等について

・感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
・感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
・感染症や災害が発生した場合において、ご利用者様に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るため、迅速に行動できるよう訓練を実施します。

業務継続計画に関する責任者	株式会社ウェルクリエイト（077-511-9619）代表取締役社長　沢田　知也

※業務継続計画未実施減算：所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算。（令和7年4月より）

・業務継続計画(BCP)に基づく緊急時の対応について
① 感染症または災害等の発生により、当事業所の介護支援専門員が単独でご利用者様への訪問や安否確認等の業務を行う事が困難となった場合、あらかじめ協定(提携)を結んでいる下記の『連携(提携)事業所』の介護支援専門員が、当事業所に代わってご利用者様宅への訪問、安否確認、緊急の連絡調整等を行う事があります。
② 上記の代行訪問や緊急対応に必要な範囲において、ご利用者様のケアプランや基本情報を連携(提携)事業所へ必要最低限提供する事について、あらかじめ同意をいただくものとします。その際、連携(提携)事業所に対しても当事業所と同等の守秘義務を遵守させます。

【連携(提携)先事業所の名称等】

事業所名：ケアプランセンター向日葵・野洲　（株式会社ウェルクリエイト）
所在地　：滋賀県野洲市小篠原1099－2レジデンス野崎
連絡先　：077－516-6702

事業所名：咲楽ケアプランセンター　（株式会社シトラス）
所在地　：滋賀県草津市草津4丁目8－13
連絡先　：077－575-2766

料金

利用料	（厚生労働大臣の定める基準額） 居宅介護支援費ｌｉ　　要介護１・２　　1,086単位×10.70=11,620円 　　要介護３・４・５　1,411単位×10.70=15,097円 介護職員等処遇改善加算 令和８年度特例要件、生産性向上や協働化に係る取り組みとして以下のいずれかの取組を行っている場合（1か月毎の所定単位の2.1％） 　　要介護１・２　　11,620円×0.021＝244円 　　要介護３・４・５　15,097円×0.021＝317円 ① ケアプランデータ連携システムを利用している事。 ただし、処遇改善加算の申請時点において、ケアプラン連携システムを利用していない場合であっても、ケアプランデータ連携システムへ加入し、利用する事を誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点から本要件を満たしているものとして取り扱う事とする。 なお、当該誓約をした場合は、令和９年３月末までに、ケアプランデータ連携システムを利用した上で、実績報告書においてケアプランデータ連携システムの利用実績について報告する事とする。 ② 介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属している事。 初回加算　　300単位×10.70=3,210円 新規に居宅サービス計画を作成する場合。もしくは要支援者が要介護認定を受けた場合。要介護状態区分が２区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合 通院時情報連携加算　50単位×10.70=535円 医師または歯科医師の診察の場に同席し、利用者の心身の状況や生活環境など必要な情報を医師へ伝えること、医師または歯科医師から受けた情報をケアプランに記録した場合（月１回の算定を限度） 入院時情報連携加算Ⅰ　　250単位×10.70=2,675円 病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対し必要な情報を提供した場合 入院時情報連携加算Ⅱ　　200単位×10.70=2,140円

	病院又は診療所に入院した日の翌日または翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対し必要な情報を提供した場合 退院・退所加算　　※初回加算を算定する場合は算定不可。 医療機関または介護施設を退院・退所後に居宅サービスを利用する場合、病院等の職員と面談を実施し、利用者に関する必要な情報提供を受けたうえで居宅サービス計画を作成、居宅サービスの調整を行った場合。また面談はテレビ電話装置等を活用しての実施可能。ただし利用者又はその家族が参加する場合は、テレビ電話装置等の活用について同意を得なければならない。 退院・退所加算Ⅰ(イ)　450単位×10.70＝4,815円　連携回数1回、カンファレンスなし 退院・退所加算Ⅰ(ロ)　600単位×10.70＝6,420円　連携回数1回、カンファレンスあり 退院・退所加算Ⅱ(イ)　600単位×10.70＝6,420円　連携回数2回、カンファレンスなし 退院・退所加算Ⅱ(ロ)　750単位×10.70＝8,025円　連携回数2回、カンファレンスあり 退院・退所加算Ⅲ　900単位×10.70＝9,630円　連携回数3回、カンファレンス1回以上 緊急時カンファレンス加算　200単位×10.70=2,140円 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合 特定事業所減算　▲200単位×10.70＝2,140円 サービス提供事業所の内、同一事業所の割合が80％を超えた場合 ※ご利用者が以前に保険料の未払いがある場合は、ご利用者より料金をいただき当法人が発行する指定居宅介護支援提供証明書をもって、差額の払い戻しを受けることができます。
交通費	ご利用者のご自宅が当事業所の通常の事業実施地域以外にあるときは、下記の通り交通費の実費をいただきます。（通常の実施地域を超える地点から片道10km未満は0円・片道10km以上は1km毎に20円、タクシー・交通機関等は実費）
解約料・その他の料金	月の途中の解約の場合は、相互の事情により頂戴することもあります。

解　約

1．ご利用者は当事業所に対して、文書で通知することによりいつでもこの契約を解約することができます。

2．当事業所は、やむを得ない事情がある場合、ご利用者に対して、契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、当事業所は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報をご利用者に提供します。

契約の自動終了

ご利用者がお亡くなりになった場合。

損害賠償

ご利用者に対して当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、ご利用者に賠償をいたします。

苦情相談窓口

次のことについて、ご相談や苦情などがございましたら、下記の苦情相談窓口まで遠慮なくお申し出ください。

① 当事業所が提供するサービスについて

② 居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて

③ 介護保険に関することについて

ケアプランセンター向日葵	苦情相談責任者　樋口　雄次郎 滋賀県草津市若竹町 10-41　丸十ビル４Ｆ TEL 077-518－8881　FAX 077-518－8882
草津市介護保険課	滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号 TEL 077-561-2369　FAX 077-561-2480
栗東市長寿福祉課	滋賀県栗東市安養寺 1 丁目 13－33 TEL 077-551-0281　FAX 077-552-9320
滋賀県国民健康保険団体連合会 介護保険課	滋賀県大津市中央４丁目 5-9　(代)TEL 077-522-2651 FAX 077-522-2628 介護保険課　TEL　077-522-0065　FAX　077-510-6606

事故発生時の対応

1　当事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2　前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

令和　　年　　月　　日

株式会社ウェルクリエイト 代表取締役社長　沢田知也が運営する、ケアプランセンター向日葵　樋口雄次郎　より、重要事項の説明を受け、その内容に同意しました。

住所

氏名

住所

代筆 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ （続柄　　）

代筆の理由　　□認知症状あり　□手指動作困難　□高齢　□その他（　　）